

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成19年1月5日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第82号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(京都市保健所条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

- (1) 京都市保健所条例施行規則第2条第4号
- (2) 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則別表第3備考6
- (3) 京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則第2条第4号及び第5号様式注2

(京都市老人医療費支給条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第5号様式注2中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

(京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第5号様式注3中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

(京都市乳幼児医療費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 京都市乳幼児医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

第5号様式注3中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」を「防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成19年1月9日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)